

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、株主や顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の期待に応えるため、効率的かつ健全な企業経営を行い、企業価値の継続的な向上を図ることにあります。そのために当社グループでは、法令や社会的規範の遵守及び企業倫理の整備を行い、経営の迅速性、透明性及び公平性を確保した強固な経営基盤を構築するとともに、リスク管理の徹底、適時適切な情報の開示を行っております。

地域社会に貢献するスーパーマーケット事業を通して、企業の社会的責任を果たすため、今後もコーポレート・ガバナンスは最も重要な経営課題のひとつと位置付け、取り組みの強化と徹底に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則3-1-2 合理的な範囲における英語での情報の開示・提供の推進】

現時点においては、英語での情報の開示及び提供は行っておりませんが、今後の機関投資家及び海外投資家等の状況を勘案し、必要であると判断した場合には、対応を行うことといたします。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

独立社外取締役・独立社外監査役は、取締役会の独立性及び客観性を高めるため、特に重要な事項の検討に当たり適切な関与及び助言を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 基本的な考え方

当社は、株式の政策保有を行わないことを基本方針としております。ただし、取引関係の維持・強化やシナジー創出による当社の中長期的な収益力の拡大に資すると判断される場合に限り、政策保有株式を保有することができるとしております。

(2) 保有状況の確認

株式の政策保有にあたっては、毎年、保有継続の必要性及び経済合理性を検証し、必要な見直し、取締役会において確認しております。

(3) 議決権行使

投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に賛否を判断し議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

(1) 当社は、関連当事者間の取引については、取締役会の承認事項とし、取引の合理性、取引条件の妥当性について確認を行います。

(2) 当社は、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、毎年関連当事者間の取引の有無について確認を求め、管理いたします。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態に影響を与えることを踏まえ、企業年金担当が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人員を配置するとともに、その育成に努めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念や経営戦略、経営計画は、自社ホームページにおいて開示を行ってまいります。

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、自社ホームページにおいて開示を行っております。

(3) 役員報酬の額について、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、役員報酬規程に基づき、各役員の役位、職務内容及び貢献度等を勘案して、基本報酬及び賞与の額の決定を行っております。また、退任時に退職慰労金を支給することとし、役員退職慰労金規程に基づき、各役員の役位係数及び在任年数等に基づき、支給額を算定しております。ただし、社外取締役及び監査役は、基本報酬のみとしております。

(4) 取締役会は、取締役候補者について、当社の経営を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任しております。取締役候補者の選任手続は、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定することとし、選任理由を開示してまいります。また、会社を代表するCEOの選定及び解職が最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会規則及び役員規程に基づき、適切に評価を行い、その手続を行ってまいります。

(5) 取締役会は、監査役候補者について、取締役の職務の執行の監査を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任しております。監査役候補者の選任手続は、監査役会の同意を得た上で、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定することとし、選任理由を開示してまいります。

【補充原則4-1-1 取締役会による委任】

取締役会における経営戦略等の重要な意思決定に基づいた個別の業務執行については、取締役会規則、業務分掌規程及び職務権限規程により、その職務と責任を適切かつ明確に定め、経営の透明性を図っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外役員は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に照らし、当社の経営からの独立性が認められる者を選任しております。

〔補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続〕

- (1) 取締役会は、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成し、迅速な意思決定を推進する規模として適切な体制としてまいります。
- (2) 取締役会は、取締役候補者について、当社の経営を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者を選任いたします。取締役候補者の選任手続は、取締役会において選任理由の説明及び審議を行い、候補者を決定することとし、選任理由を開示いたします。

〔補充原則4-11-2 社外取締役・社外監査役の兼任状況の開示〕

取締役及び監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役及び監査役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲に限るものとし、その兼任の状況について毎年開示を行っております。

〔補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価の結果概要の開示〕

取締役会は、コーポレート・ガバナンスの充実に図り、取締役会の役割及び責務を果たし得る体制整備、迅速性のある意思決定等について、実効性ある建設的な議論を行っていることに対する外部機関を活用した分析及び評価を行い、その評価結果の概要を開示することとしております。取締役会は、2018年度における取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施いたしました。その評価プロセス及び結果の概要は以下に記載のとおりです。

1. 対象者

全取締役 (12名) 及び全監査役 (3名)

2. 評価プロセス

外部機関の助言を踏まえた「取締役会の実効性に関するアンケート」を取締役会事務局が作成し、2019年2月から3月にかけて、上記対象者が自己評価を実施いたしました。

アンケートの集計を外部機関が実施することにより、評価の透明性及び客観性を確保しております。

2019年4月に取締役会事務局がアンケートの集計結果を取締役及び監査役に報告し、2019年5月の取締役会において、取締役・監査役による議論の後、評価を実施いたしました。

なお、「取締役会の実効性に関するアンケート」の質問内容は次のとおりです。

- ① 取締役会の構成と運営
- ② 経営戦略と事業計画
- ③ 企業倫理とリスク管理
- ④ 業績モニタリングと経営陣の報酬
- ⑤ 株主等との対話

3. 評価結果の概要

取締役会において、アンケートを踏まえた分析・評価の結果から、取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。

また、引き続き取締役会の役割及び責務を果たし得る体制整備、迅速性のある意思決定等について、短期及び中長期における課題の共有を図りました。

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針の開示〕

(1) 取締役及び監査役は、その期待される役割・責務を適切に果たすとともに、取締役会の審議を活性化し取締役会の実効性を確保するため、法令、会社の事業、財務及び組織等に関する知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めてまいります。

(2) 会社は、個々の取締役及び監査役に適合したトレーニングの機会を就任時並びに継続的に提供を行い、その費用支援等を行ってまいります。

(3) 監査役は、日本監査役協会の研修会等への参加を通じて、継続的にその職務を全うするために必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めてまいります。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

(1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、財務情報、経営戦略・経営課題及び非財務情報について、法令等に基づき適時適切な情報開示とその透明性の確保に努め、株主との建設的な対話に積極的に取り組んでまいります。

(2) 当社は、株主及び投資家へのIR活動を担当する専任部署を経営企画部とし、社内の各部門が有機的に連携を行う体制を整備しております。

(3) 株主及び投資家からの個別面談の要望に対して、当社にとって持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するという観点で建設的な対話がなされると判断した場合に、個別の面談に応じてまいります。

(4) 適時開示規則に該当する情報の開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム (TDnet)」を通じて開示を行うとともに、開示後は速やかに当社ウェブサイトにも開示いたします。

(5) 証券アナリスト及び機関投資家向けの決算説明会の開催、決算説明会資料及び適時開示資料等を当社ウェブサイトにて公表を行い、適切な情報発信及び開示内容の充実に取り組んでまいります。

(6) 株主及び投資家との対話によって把握された株主等の意見等について、取締役会等へ適宜フィードバックを行っております。

(7) 株主及び投資家との対話にあたり、インサイダー情報の適切な管理を行うため、インサイダー取引防止規則を制定し、これに則った運用を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

〔大株主の状況〕

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
イオン株式会社	3,131,000	15.00
株式会社IH	1,864,400	8.93
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	1,644,700	7.88
株式会社TH	1,401,400	6.72
有限会社ヘイセイカンパニー	1,083,000	5.19
株式会社しまむら	877,900	4.21
株式会社武蔵野銀行	677,200	3.25

ベルク社員持株会	656,807	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	500,500	2.40
原島 保	499,020	2.39

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有していないことから、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はないものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古川 知子	他の会社の出身者											○
村井 正平	他の会社の出身者							△				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古川 知子	○	女子栄養大学生涯学習講師 独立役員	大学講師として教育者及び食の専門的知識、幅広い経験から、当社の経営全般に助言を行い、会社の業務執行の適正性を確保する役割を担っております。
村井 正平	○	イオン株式会社顧問 独立役員	当社は、平成18年7月31日にイオン株式会社と業務・資本提携を締結いたしました。当該提携及び業務の円滑化を図るため、取締役1名の受入れを実施するものであります。経営及び小売業界における豊富な実績と見識から、当社の経営全般に助言を行い、会社の業務執行の適正性を確保する役割が期待されております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査、監査役監査及び会計監査人は、情報交換等を通じて問題点を共有する等の緊密な連携を図り、透明性の高い公正な監査を実施できる体制づくりに努めています。

社外監査役の実任状況	実任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
杉村 茂	他の会社の出身者													○
前嶋 修身	税理士													○
徳永 眞澄	弁護士													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉村 茂	○	独立役員	前会社の経験から経営全般に亘る知識及び一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある視点での経営監視機能の強化
前嶋 修身	○	税理士 独立役員	会計の専門家としての立場による経営監視機能の強化
徳永 眞澄	○	弁護士 独立役員	法律の専門家としての立場による経営監視機能の強化

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気の高揚は、現状の制度でも効果を発揮できるものと思われます。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。
 取締役 11名 217百万円 (うち社外取締役 1名 4百万円)
 監査役 4名 14百万円 (うち社外監査役 4名 14百万円)
 (注) 1 上記支給額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額80百万円 (取締役80百万円) が含まれております。
 (注) 2 上記支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額22百万円 (取締役21百万円、監査役0百万円) が含まれております。
 (注) 3 上記支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額が含まれておりません。
 (注) 4 上記支給人員には、無報酬の取締役は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、各役員の役位及び職務内容を勘案して決定しております。また、退任時に退職慰労金を支給することし、各役員の役位係数及び在任年数等に基づき支給額を算定しております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役のサポート体制は、その情報伝達の事務連絡窓口として総務部が担当しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
-----	-----	-----	-----	-----	-----

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、定款において「取締役会は、その決議によって顧問及び相談役各若干名を選定することができる。」としておりますが、現時点で該当するものではありません。また、顧問及び相談役の役割については、「当会社の業務に関し取締役社長の諮問に応じる」と規定しております。将来、代表取締役社長等を退任したものが顧問及び相談役に選定される場合には、その業務内容、報酬及び任期等について、適切に開示いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、2019年5月29日現在取締役12名、うち2名が社外取締役で構成され、経営に関する最高意思決定機関として、毎月1回開催する定例の取締役会のほか、必要に応じて適宜取締役会を開催しております。当事業年度は取締役会を15回開催し、経営上重要な事項並びに法令及び定款で定められている事項について審議及び決議とともに、業務の執行状況の監督を行いました。当社は執行役員制度を採用しており、2019年5月29日現在執行役員2名を任命し、それぞれに担当する具体的な業務内容を指示し、職務を遂行させております。

経営会議は、取締役のほか、執行役員及び各部門長で構成され、月次予算の進捗状況、業務執行状況の報告を行い、経営課題の共有及び的確な対応を行っております。

クロスミーティングは、社長及び営業本部等で構成され、毎週開催をして、変化が早く厳しい経営環境下における諸問題への迅速な対応を行っております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は2019年5月29日現在監査役3名、いずれも社外監査役で構成しております。監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合、取締役等からの業務執行状況の聴取並びに稟議書をはじめ重要な書類の閲覧等により、取締役の業務執行を客観的な立場からの監視を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治の体制は、監査役の取締役等の重要会議における客観的及び専門的見地からの助言と提言、取締役の業務執行状況の監視等により、十分にその機能を確保していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送につきましては、事業年度終了後、法令所定の決算、監査手続を経て作成しており、正確を期すためにも相当の日数を要する実務的な現状を鑑み、株主総会招集通知の発送前に証券取引所及び当社ホームページでの開示をすることとしております。
電磁的方法による議決権の行使	対応しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	対応しております。
招集通知(要約)の英文での提供	対応しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回(4月)に実施。約70～80名のアナリスト、機関投資家に対し、当期の業績、次期の想定等の説明及び質疑応答。決算説明会資料の配布。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算補足説明資料、決算説明会資料、適時開示情報、月次売上情報、株主優待情報等をホームページに掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIR活動を担当。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダー(株主、店頭顧客、取引先、従業員、その他)毎に、従業員の具体的行動規範を示した「ベルク行動基準」を制定し、周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	リサイクルセンターにおいて、各店舗より回収した段ボール、ペットボトル及びアルミ缶等の再資源化を図っております。また、食育活動として、地域社会のお客様に健康で豊かな生活を送っていただくための活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算情報は早期に適切に開示するとともに、株価に影響する経営情報は適時に開示いたします。また、企業倫理を最優先し、ステークホルダーに経営内容を正しく伝える為に、IR活動等を通じ、経営方針、財務情報等について積極的かつ誠実な情報開示を行います。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた体制の整備を行っております。

当社は、グループ全体の役員、従業員が守るべき行動規範として「ベルク行動基準」、倫理規範として「商売六訓」を定め、法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。内部統制の運用に係る有効性を確保するため内部監査部門である監査室を設置し、職務執行全般における有効性の評価を継続して行い、コンプライアンス委員会規程によりコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守に係る体制の整備及び継続的監視活動を行っております。

また、内部通報処理規程を定め、法令違反行為等について従業員からの相談及び通報を受け付ける窓口として「従業員情報ダイヤル」を設置しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力及び団体については、取引を含め一切関係を持たず、断固たる態度で不当な圧力には屈しないことを事業活動の基本としております。

